

## 生徒服装規程

### 千葉県立千葉女子高等学校制服規程

冬服、夏服、移行期間とも次に定める服装を着用すること。ただし、式典等には冬服は①、夏服は①または③に示された服装でのぞむこと。

#### 1 冬服（10月上旬から翌年5月下旬まで）

- ① 長袖ブラウス・ネクタイ・ベスト・上着・スカート。

- ② 長袖ブラウス・ネクタイ・上着・スカート。

#### 2 夏服（6月上旬から9月下旬まで）

- ① ブラウス（半袖・長袖）・ネクタイ・ベスト・スカート。

- ② ブラウス（半袖・長袖）ネクタイ・スカート。

- ③ 半袖ブラウス・ベスト・スカート。

- ④ 半袖ブラウス・スカート

#### 3 移行期間（5月1日から6月上旬まで。9月下旬から10月31日まで）

上記期間は、天候・気温に合わせて、冬服、夏服のどちらかを着用すること。

#### 4 防 寒 着

##### （1）セーター等

- ① 冬服期間のみ、ベストに代えて、あるいは、ベストの上に、セーター、またはカーディガン

- を着用してもよい。
- ② 襟ぐりはV型でネクタイが見えるものとし、いずれの場合も、丈は上着からはみ出さないものとする。
  - ③ 無地で、色は紺、黒、グレー、白、茶のいずれかとする。
  - ④ ベストは、所定のもの（制服のベスト）を着用する。
- (2) コート  
通学に適し、無地で色は紺、黒、ベージュ、茶、グレーで、デザインが華美でないものとする。
- (3) マフラー等  
  - ① マフラー、手袋等を着用する場合は、安全性に十分配慮し、通学に適したものとする。
  - ② 色、形は流行に流されず、華美でないものとする。
- 5 色・地質・型  
  - (1) 上着（表地明色紺サージとする。）剣えりシングル二つボタン背広型。
  - (2) ベスト（明色紺サージ）V型のえりぐりで、シングル三つボタン。
  - (3) スカート（明色紺サージ）車ひだ、ひだの数は20。夏服は、同色同型で薄地のものを着用してもよい。
  - (4) ブラウス（白色ブロード）左胸にはりつけポケット。盛夏用ブラウスは開襟、半袖、左胸にはりつけポケット、ネクタイなし。
  - (5) ネクタイ（サテン地、1年はエンジ色、2年は茶色、3年は紺色）結びきり。

- (6) 靴下  
  - ① 白のスクールソックスとし、長さはすねの真中を基準とする。
  - ② 防寒のために肌色又は黒のストッキングを着用してもよい。ただし、肌色のストッキングのときはソックスを着用すること。
- 6 通学靴  
通学に適した黒または茶の安全な革靴を着用すること。
- 7 徽章  
本校規定のものを上着の場合は左襟、その他は左胸の位置につけること。
- 8 通学鞄  
機能的な学生用鞄（手提げ型、ショルダー型、リュック型）で、華美でないものとする。
- 9 頭髪等  
  - (1) 頭髪  
    - ① パーマ、染色、脱色等で頭髪に人工的に手を加えないこと。
    - ② 髮留め等は、華美でないものを使用すること。
  - (2) 化粧  
いかなる化粧もしないこと。
  - (3) 装飾品  
いかなる装飾品も付けないこと。
- 10 異装届け  
やむを得ない理由で以上の規定に合わない服装をする場合は「異装届」（31ページ参照）を提出しなければならない。

## 生徒心得

本校では、自敬・精思・清純の教育目標によって生徒指導に当たっている。生徒会もまたこの目標に到達するため、容儀・礼儀・學習・社会生活・清潔整頓・保健の6つの指標（2ページ）を定めて日夜精進している。そこで、このような教育が正しく行われるためには、学校は特定の政治的主張・宗教的信条・営利活動にわざらわされることなく、絶対中正の立場を堅持し、生徒はその一人一人が本校生徒の一員であるという自覚に徹し、長年にわたって培われた慣習やきまりをよく守り、秩序ある生活をするとともに、品位を高め、教養ある女性として行動するよう努めたい。以下具体的な問題について、特に注意しなければならない事柄を掲げる。

### 1. 団体活動および集会・施設管理について

- (1) 他校生徒との交歓（試合・親善交歓・研究・奉仕活動のため等の場合）は、顧問教師を通じ、校長に願い出て許可を得てから行う。
- (2) 外部団体への加入や対外行事への参加は、ホームルーム担任・顧問を通じ、校長に願い出て許可を得る。
- (3) 校内で外部団体と会合する場合は、顧問・校長の許可を得て、会場使用願を出して行う。（なお、この場合、顧問などは必ず立ち合うことになる。清潔・整頓・復元に留意する）
- (4) 校内での生徒の会合（謝恩会・反省会・懇親会等）は顧問に届け出て会場使用願を出す。（松籟会館はその使用簿に記入する）

(5) 外部団体に手紙を出す場合は、顧問を通じて、校長の承認を得る。同様に外部団体から手紙等を受取った場合は、顧問・ホームルーム担任に届け出る。

(6) 学校の器財等を外部団体に貸す場合は、顧問を通じて校長の承認を得る。外部団体から器財等を借りる場合の手続もまた同じである。

### 2. 放送・印刷物の掲示・配布について

- (1) 演劇・文芸雑誌・新聞・放送・文化祭等の発表内容は必ず関係教師の指導を受けてから発表する。（教育の中正を損なうもの・本校の教育方針に反するもの・高校生らしくないものは避ける。すべて本校生としての気品の高さをめざす）
- (2) 印刷物・ポスター・新聞・広告・入場券・放送等を校内（校門前を含む）で許可なく掲示・配布・放送しない。

一般掲示物は指定の場所にはることとし、その場合指導部の指導と検印を受ける。

生徒会選挙のポスターは生徒会役員に届け出て、指定の場所にはる。

文化祭のポスターは文化祭実行委員会に届け出て指定した場所にはる。

部・同好会勧誘のポスターは生徒会に届け出て、指定した場所にはる。

必要な時期を過ぎたものは、責任者が直ちに撤去する。

### 3. 服装について

- (1) 登校・下校には制服を着用する。（17～19ページ参照）やむを得ず規定以外のものを着用すると

きは、ホームルーム担任を通じて届け出をする。  
(2) 服装は、本校生徒としての気品と態度を保つよう心がける。

#### 4. 登校・下校・欠席・遅刻・早退・事故の届け出について

- (1) 欠席の届け出は所定の形式（25ページ参照）により、また遅刻・早退の届け出は生徒手帳別冊の遅刻・早退欄又は教務室そなえつけの所定の用紙に記入することによって行う。
- (2) 下校時間（午後4時45分）を厳守する。
- (3) 特に遅くなる場合は、家人に連絡し、安全を確保するように気を配ること。
- (4) 事故のあった場合は、大小にかかわらず必ず学校に届け出る。
- (5) 公欠は学校が特に必要と認めた場合のみ認めれる。この場合、教務室そなえつけの所定の用紙に記入することによって届け出る。
- (6) 交通規則をよく守り、特に車の直前、直後の横断をしない。
- (7) 自転車通学をする場合は、「自転車通学届」を提出する。交通規則を守ることはもちろん、並進、二人乗り、傘さし運転等はしない。また、夜は必ずライトをつける。

#### 5. アルバイトについて

アルバイトは行わない。ただし特に必要があって、働き場所・条件などについて学校が認めた場合は例外とする。その場合は、保護者の承認を得てホームルーム担任・指導部・校長の許可を得て行う。

#### 6. 校外生活について

夜間外出、特に1人歩きはしない。

#### 7. 旅行について

日帰り（県内・近県）は自由であるが、所によりホームルーム担任に届け出るのが望ましい。

宿泊旅行（キャンプも含む）は保護者の承諾を得、校長に願い出て許可を得て行う。（32ページ参照）なお、引率者は、保護者・責任ある人（校長の承認する中学校の先生等）とし、未成年者同士の場合は許可しない。

#### 8. 運転免許の取得について

自動車等（普通自動車・自動二輪車・原動機付自転車）の運転免許の取得（自動車教習所の入所を含む）及び運転は認めない。特に必要のある場合は、校長の許可を得ること。